

志免町上下水道工事共通仕様書

第1章 適用範囲

本仕様書は、志免町上下水道課発注工事（以下、工事）において適用する。

第2章 総則

2-1 本仕様書における発注者、受注者は契約書に準じるものとする。

2-2 工事は設計図書及び特記仕様書によるほか、工事に関わる関係図書及び法令等によるものとする。

第3章 施工管理

3-1 受注者は、工事着工前に綿密な施工計画を立て、地元住民の了解を得て、工事に着手しなければならない。

近隣住民等には誠実に対応し、トラブルが生じないように努めること。

工事施工中に苦情やトラブル等が発生した場合は、直ちに監督員へ報告を行い、受注者の責任において解決すること。

3-2 受注者は、本工事の建設資材及び建設機械等の運搬に関し、道路法第47条第1項に規定する最高限度を超える車両については、道路法第47条の2第1項により、道路管理者の許可を得て通行するものとする。なお、許可証の交付後、速やかに監督員に許可証の写しを提出するものとする。

3-3 受注者は、本工事の施工にあたって、既設の境界標等の一時撤去・復旧等を行う場合は、監督員と協議の上、行わなければならない。

3-4 受注者は、建設機械について原則として「低騒音・低振動型」を使用すること。

3-5 受注者は、防音・防塵対策には細心の注意をすること。

3-6 受注者は、現場の状況を十分に理解し、近接した家屋等に影響しないように監督員と協議を行った上で施工時期等を決定すること。

3-7 受注者は、施工時に使用する油類等の管理方法を徹底し、従事者全員に指導を行うこと。

3-8 受注者は、特定建設作業を実施する場合は、当該作業する7日前までに生活安全課に届出を行い、関係法令等を順守すること。

3-9 受注者は、資格等が必要な作業を行う場合は有資格者等を配置すること。

3-10 受注者は、ダンプトラック等で土砂等搬入・搬出を行う際の経路については監督員と協議するものとする。

3-11 受注者は、土砂等搬入・搬出作業で道路が汚れた場合は清掃を行い、現場内の整理・整頓・清掃を行うこと。

3-12 作業は、原則として月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時までとする。夜間施工で許可を得ている場合は月曜日から土曜日までの午後10時から翌午前5時までとする。

第4章 安全管理

4-1 受注者は、現場内への搬入、搬出の際には、一般車両、歩行者等に支障しないようにすること。

4-2 施工に先立ち作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

4-3 気象条件等(台風、大雨、その他注意報、土砂流出等)を常時把握し、それに応じた十分な安全対策を行い、その状況及び結果を監督員に報告すること。

気象に関する各警報が発令された際には、速やかに現地状況の確認を行い、監督員へ報告すること。ただし、警報が発令が時間外または休日の場合の報告については、別途指示を仰ぐものとする。

4-4 受注者は、現場内作業を行う作業員全員に保安帽を着用させること。

第5章 提出書類等

5-1 受注者は、契約後一週間以内に下記の書類を提出すること。

- ① 着工届
- ② 工程表(週間工程表も含む。)
- ③ 現場代理人・主任(監理)技術者届(経歴書及び資格証明書添付)
- ④ 下請け計画報告書
- ⑤ CORINS登録証の写し(請負額500万円以上)

5-2 受注者は、作業実施の一週間前までに下記の書類を提出すること。

- ① 材料承認願
- ② 施工計画書
- ③ 建設リサイクル法による届出(請負額500万円以上)
- ④ 建設発生土処分地計画書(請負額500万円以上)
- ⑤ 施工体制台帳
- ⑥ 事前調査等の書類(家屋調査等)

5-3 受注者は、工事完了後に下記の書類を竣工届と共に提出すること。

- ① 下請け結果報告書
- ② 品質管理書類・出来型管理書類(伝票関係含む)
- ③ 各種試験成績表(公的試験機関)
- ④ 材料出荷証明書
- ⑤ 建設廃棄物マニフェスト(写し)
- ⑥ 建設発生土処分地確認書
- ⑦ 竣工図面及び写真(電子データ(CDI部)と紙ベース(1部))

5-4 受注者は、変更契約時に下記の書類を提出すること。

- ① CORINS変更登録証の写し(請負額500万円以上)
- ② 提出済み書類の変更書類

5-5 受注者は竣工検査合格後に下記の書類を提出すること。

- ① CORINS竣工登録証の写し(請負額500万円以上)
- ② 請負代金の請求書

第6章 竣工検査

- 6-1 受注者は、設計図書に示されるすべての工事を完了し、かつ5-3における書類を全て提出した上で発注者へ検査申し込みを行うこと。
- 6-2 検査日程・項目については、発注者より受注者へ通知する。
- 6-3 受注者は検査日までに、工事資料の完備、現場清掃等を行い、検査体制を整えること。
- 6-4 発注者は、検査を行い合格が認められた場合、受注者に対し検査合格の旨を文書で受注者へ通知する。検査が不合格の場合、受注者に対し不合格の通知を理由と共に文書で受注者へ通知する。
- 6-5 受注者は、検査不合格の場合、不合格の理由となった要因に対し、発注者の指示に従い補修・修正等を行い再度6-1～6-3の手順を踏み再検査を受けること。

第7章 法定外の労災保険の付与

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。